

# 富山県立大学共同研究取扱規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 69 条及び富山県立大学大学院学則第 23 条において準用する富山県立大学学則第 69 条の規定に基づき、富山県立大学（以下「本学」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについて、関係法令及び特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究
- (2) 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れて行う研究

(共同研究の基準)

第 3 条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(共同研究の申込み)

第 4 条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等は、学長に共同研究申込書（別紙様式第 1 号）を提出するものとする。

(共同研究の受入れの決定等)

第 5 条 学長は、前条の申込があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、共同研究の受入れを決定するものとする。

- 2 学長は、受入れを決定したときは、当該民間機関等にその旨を通知するとともに、理事長に報告するものとする。

(共同研究員の受入れ)

第 6 条 学長は、共同研究を実施するため、本学に共同研究員を受け入れることができる。

- 2 共同研究員として受け入れることができる者は、当該民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者とする。

(共同研究における設備等の取扱い等)

第 7 条 共同研究のため本学が取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

- 2 共同研究の遂行上必要な場合には、当該民間機関等からその所有に係る設備を本学に無償で受け入れることができる。ただし、当該設備を本学に搬入することが困難な場合には、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施

設において研究を行うことができる。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第8条 本学共同研究の代表者(以下「研究代表者」という。)は、共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他やむを得ない事由があるときは、当該民間機関等と協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間の延長を決定し、遅滞なくその旨を当該民間機関等に通知するものとする。この場合、学長は、理事長にその旨を報告するものとする。

(研究成果の報告)

第9条 学長が特に必要と認めた場合は、研究代表者に研究成果の報告を求めることができる。

(研究成果の公表等)

第10条 学長は、共同研究による研究成果の公表の時期、方法等について、当該民間機関等との間で協議して決定するものとする。

(実施細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

共同研究申込書

年 月 日

富山県立大学長 殿

申込者 住所

氏名

（法人にあつては法人名及び役職、氏名）

富山県立大学共同研究取扱規程に基づき、下記のとおり共同研究をしたいので申込みます。

記

1. 研究課題

2. 研究の目的

3. 研究の内容

4. 共同研究を必要とする理由

5. 研究の実施場所

6. 研究の実施期間

年 月 日から 年 月 日

7. 研究に参加する研究員の職、氏名

8. 研究の分担

富山県立大学	

9. 研究費の分担

共同研究申込者が支出する研究経費 (①)	
富山県立大学へ納入する研究経費 (②)	
共同研究申込者負担額合計 (①+②)	

10. その他 (共同研究申込者の担当者の所属、氏名、連絡先 (〒・住所、電話番号、E-MAIL 等))

(注) 申込者が法人の場合は法人の概要書等を添付すること。

**事務局記載欄 (共同研究申込者側で記載いただく必要はありません。)**

区分	金額 (円)
直接経費	
間接経費 (原則、総額の 10%)	
総額	